# 行政と学会との連携-現状と今後の課題-

厚生労働省健康局難病対策課 移植医療対策推進室 井内 努

## 日本造血細胞移植学会 COI開示

筆頭発表者名: 井内 努

演題発表に関連し、開示すべきCO I 関係にある企業などはありません。

## 造血幹細胞移植の実施体制

(26.4.1許可)

骨髄・末梢血幹細胞提供 あっせん事業者 (日本骨髄バンク)

●骨髄・末梢血幹細胞移植の コーディネート業務





ドナー登録

ドナー登録者



## 厚生労働省

- ●骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業の 許可
- ●臍帯血供給事業者の許可
- ●造血幹細胞提供支援機関の指定



(25.10.1指定)

## 造血幹細胞提供支援機関 (日本赤十字社)

- ●骨髄・臍帯血のHLAデータを一元管理
- ●各さい帯血バンクの連絡調整



患者登録

┰ 骨髄ドナー、

保存臍帯血の有無の検索

#### 医療機関





(26.4.1許可)

臍帯血供給事業者(6さい帯血バンク)

- ●臍帯血の調製・保存
- ●移植医療機関とのやりとり



臍帯血の提供



臍帯血採取施設

## 造血幹細胞移植医療体制整備事業での連携体制



造血幹細胞移植 推進拠点病院

#### 研修・セミナーの標準化に 向けての連携

- 移植後患者手帳作成・ 運用についての連携
- HCTCの育成についての 連携 など

造血幹細胞移植患者の生存率のさらなる向上へ

#### 【目指すべき点】

- <u>移植医療の質の向上・均てん化</u>(地域連携の視点を重視)
- **コーディネート期間の短縮**
- ・ 各地域毎のネットワーク構築
- ・ (地域)普及啓発の推進 など

- 拠点病院連絡会議等での方向性の共有
- 移植後フォローアップ 体制の構築にむけた 連携
- 関係団体との連携 強化 など



日本造血細胞 移植学会

#### 【目指すべき点】

- <u>移植医療の質の向上・均てん化</u> (全体的な視点を重視)
- 各種移植医療従事者(HCTC等)の育成 のための体制整備
- ・ 移植関係機関との移植医療に関する情報の 共有 など

#### 政策研究の推進

• 審議会や拠点病院連絡会議等を 通じた方向性の共有 など

#### 【目指すべき点】

- <u>移植医療体制の適正化・</u> 均てん化
- あっせん事業者の適正な運営 体制確保
- 地方自治体等の積極的関与の 推進
- 拠点病院事業の整備
- ・ 国民全体への普及啓発活動の 推進 など

行政

厚生労働省 各地方自治体



## 厚生労働省と学会の連携について

- ○「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に 基づいた移植医療体制を実施する上での現状の把握や課題の共有
- ○政策研究の推進のための協力体制の構築
- 〇審議会や拠点病院推進連絡会議等を通じた方向性の共有
- ○診療報酬改定の要望のとりまとめ
- ○学会と厚労省内の他部署との連携の仲介

## プライベートバンクから流出した臍帯血を用いた再生医療法違反の事案について

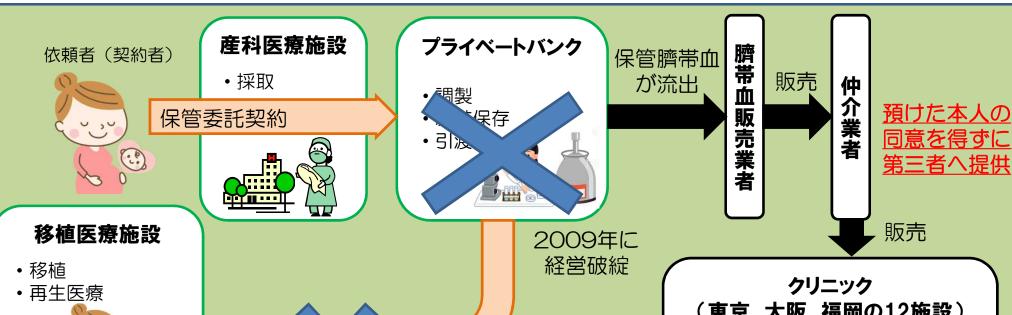
#### 事案の概要

本人又はその親族

- 経営破綻したプライベートバンクが採取・保管していた臍帯血が流出。当該臍帯血を入手した業者は**、当該臍帯血** を預けた本人の同意を得ずに、当該臍帯血を医療機関へ販売していた例があった。
- 当該医療機関においては、当該臍帯血を用いて、**美容やがん治療と称して、無届で再生医療等を行っていた**(※)。
  - 当該医療機関に対しては、既に、再生医療法違反として一時停止命令を実施済み。

親族に返還

本人又は



(東京、大阪、福岡の12施設)

美容やがん治療と称して、 患者(約70人)に無届けで投与 (再牛医療法違反)

再牛医療法に基づく再牛医療 の一時停止命令を実施済み。

## 臍帯血を用いた医療に係る関係法の全体像

臍帯血を用いた医療に対する法規制としては、医師法、医療法等の医療関係法令のほか、以下の法令がある。

臍帯血の提供、医療の実施

臍帯血を用いて 有効性・安全性が<u>確立した</u> 移植(非血縁間)を行う場合(☆)

☆白血病や再生不良性貧血など、 省令に定める27疾病が対象

上記の場合以外で、 臍帯血を用いた再生医療を行う場合

## 造血幹細胞移植法

<u>臍帯血の品質・安全性を確保し、</u> 有効性・安全性が確立した移植を推進

> 臍帯血供給事業の許可、 品質・安全性基準の遵守義務

#### 再生医療法

新しい医療である再生医療等の 安全な提供及び普及の促進を図る

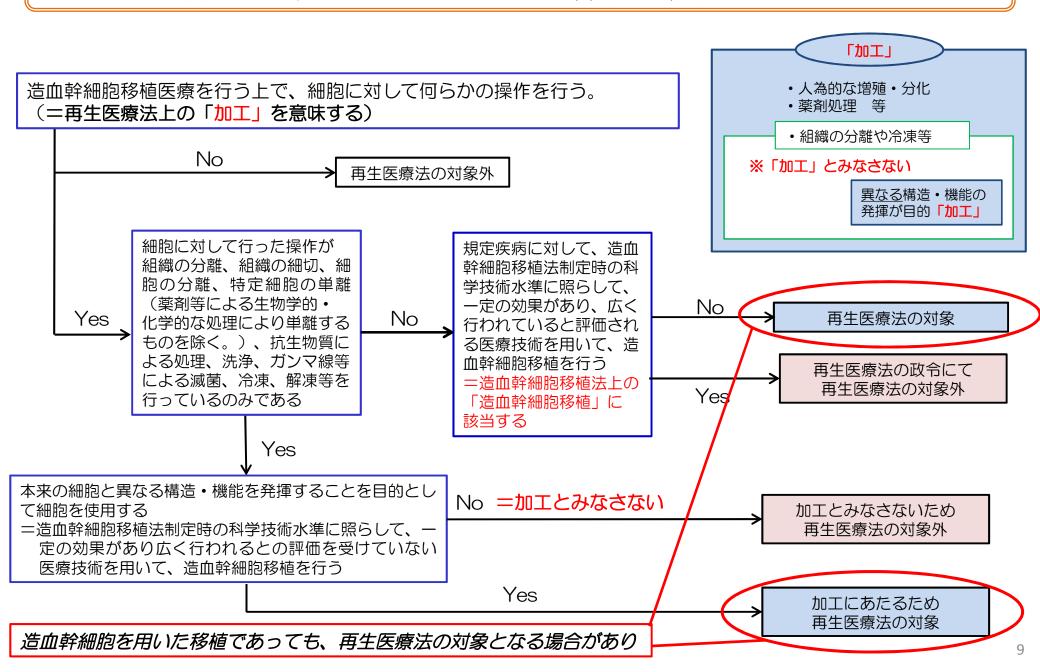
再生医療等のリスクに応じた3段階の提供基準、 再生医療等提供計画の届出、 細胞培養加工施設の構造設備基準と許可等

## 造血幹細胞移植法施行規則に定める27疾病(規定疾病)

- 1 悪性リンパ腫
- 2 横紋筋肉腫
- 3 鎌状赤血球症
- 4 肝芽腫
- 5 急性白血病
- 6 血球貪食症候群
- 7 原発性免疫不全症候群
- 8 骨髓異形成症候群
- 9 骨髄増殖性腫瘍
- 10 骨髓不全症候群
- 11 骨肉腫
- 12 サラセミア
- 13 神経芽腫
- 14 腎腫瘍
- 15 膵がん
- 16 組織球性及び樹状細胞性腫瘍
- 17 大理石骨病
- 18 中枢神経系腫瘍

- 19 低ホスファターゼ症
- 20 乳がん
- 21 表皮水疱症
- 22 副腎脊髄ニューロパチー
- 23 副腎白質ジストロフィー
- 24 慢性活動性EBウイルス感染症
- 25 免疫不全関連リンパ増殖性疾患
- 26 ユーイング肉腫ファミリー腫瘍
- 27 リソソーム病

## 再生医療法上から見た造血幹細胞移植の考え方



## 再生医療法と造血幹細胞移植法の適用関係

細胞に行う操作な	が右記以外のもの	細胞に行う操作が組織の分離、組織の細切、細胞の分離、特定細胞の単離(薬剤等による生物学的・化学的な処理により単離するものを除く。)、抗生物質による処理、洗浄、ガンマ線等による滅菌、冷凍、解凍等を行っているのみ			
①一定の効果があり、広く 行われている医療技術として	②一定の効果があり、広く	③一定の効果があり、広く 行われている医療は行として			
行われている医療技術として   評価されてはいない	行われている医療技術として   評価されている	行われている医療技術として評価されている	④異なる構造・機能の 発揮が目的 <b>=再生医療法上の</b> 「加工である」		
再生医療法上の	り「加工である」	=再生医療法上の 「加工とみなさない」			
造血幹細胞移植法上の 「造血幹細胞移植」に <mark>該当せず</mark>	造血幹細胞移植法上の 「造血幹細胞移植」に <mark>該当する</mark>	造血幹細胞移植法上の 「造血幹細胞移植」に <mark>該当する</mark>	造血幹細胞移植法上の 「造血幹細胞移植」に <mark>該当せず</mark>		
加工にあたるため 再生医療法の届出が <mark>必要</mark>	<b>政令で除外されるため</b> 再生医療法の届出は <b>不要</b>	<mark>加工とみなさないため</mark> 再生医療法の届出は <mark>不要</mark>	加工にあたるため 再生医療法の届出が <mark>必要</mark>		
<ul><li>iPS細胞を用いた造血幹 細胞移植</li><li>臍帯血の体外増幅後移植等</li></ul>	規定疾病に対する CD34陽性細胞移植 (骨髄・末梢血幹細胞移植)等	性質を加える操作を加えていない 規定疾病に対する 骨髄・末梢血幹細胞・臍帯血移植	<ul><li>規定疾病以外の疾患に 対する造血幹細胞移植</li><li>骨髄液の単核球層の静注 等</li></ul>		

- ①「加工」を施しており、造血幹細胞移植法の「造血幹細胞移植」に該当しないもの(対象:細胞の性質を変える操作を加えたり、新たに 作成した造血幹細胞を用いて行う造血幹細胞移植)
  - → 現状、科学技術水準に照らして、一定の効果がある、広く行われている医療技術としての評価を受けていない。また、人の生命及び健康に与えるリスクが明らかでない。そのため、再生医療法の下、適切に実施されなければならない。

#### ②再生医療法の政令において除外されるもの(対象:規定疾病に対する骨髄由来のCD34陽性細胞移植など)

→ 「加工」を施しているため、再生医療法の対象となるが、造血幹細胞移植法制定時の科学技術水準に照らして、一定の効果があるとされ、広く行われる医療技術として評価を受け、投与された細胞の性質が体内で変わり得る未知のリスクが当該医療技術に加わる可能性が低く、人の生命及び健康に与える未知のリスクを増加させるおそれが少ないため、再生医療法の政令により、再生医療法の適用から除外している。そのため、通常の医療として行うことが可能。

#### ④原則どおり、加工となるため、再生医療法が適用されるもの対象:規定疾病以外の疾患に対する造血幹細胞移植など)

→ 現時点の科学技術水準に照らすと、一定の効果があり広く行われる医療技術との評価は受けておらず、投与された細胞の性質が体内で変わり得る未知のリスクが当該医療技術に新たに加わることになる。そのため、人の生命及び健康に影響を与える可能性があることから、「加工」と扱い、再生医療法の下、適切に実施されなければならない。

## 障害年金の診断書の様式変更について

障害年金の診断書(血液・造血器疾患による障害)を作成する医師の皆さまへ

#### 平成29年12月1日から

国民年金・厚生年金保険の診断書 「血液・造血器疾患の障害用」 (様式第120号の7) の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「血液・造血器疾患による障害」についての認定基準 見直しに伴い、診断書の様式を下記の通り改正します。

平成29年11月1日以降に改正後の様式を配布し、 12月1日から新しい様式で認定事務を行います。

主な 変更点

- 1. 認定に用いる検査項目を見直します。
- 2. 造血幹細胞移植後の「慢性GVHD」について 記載できる欄を設けます。

「改正後の診断書」を作成する際は、

「診断書作成の留意事項」をご参照ください。

※ ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。





※特に今回の改定で注目すべき点

#### 造血幹細胞移植の取扱い

ア 造血幹細胞移植を受けたものに係る障害認定に 当たっては、術後の症状、<u>移植片対宿主病</u> <u>(GVHD) の有無及びその程度、治療経過、検査</u> 成績及び予後等を十分に考慮して**総合的に**認定する。

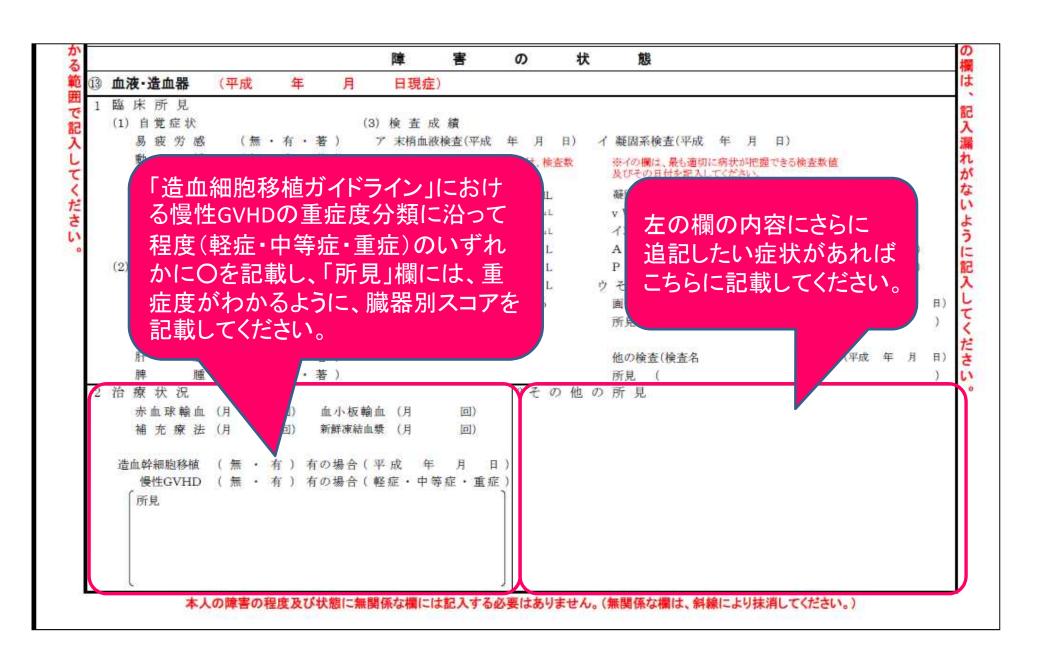
イ慢性GVHDについては、日本造血細胞移植学会 (ガイドライン委員会)において作成された「造血細胞 移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア 及び重症度分類を参考にして、認定時の具体的な 日常生活状況を把握し、併合(加重)認定の取扱い は行わず、諸症状を総合的に認定する。

ウ障害年金を支給されている者が造血幹細胞移植を 受けた場合は、移植片が生着し、安定的に機能する までの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。

## 障害年金の診断書の記載時の留意事項①

他	国 民 年 金厚 生 年 金 保 険	診	( <mark>改正後</mark> ) 断書	(血液・造血 そ の	様 器 の障害用 他	式第120号の7	
(フリガナ) 氏 名				和 年 月	日生(歳)性	別 男・女	
住 所 ① 障害の原因 となった 傷 病 名	住所地の郵便番号	都道 府県	郡市 区 ② 傷病の発生 かしいたのも 節の診療を受	けた自してくた		東 録の 月 で申 日 報 の 月 で申 日 日 報 の 月 で 申 日 日 報 立 て )	
⑦ 傷病が治った	明待できない状態を ・。	<b>年 月 日</b> が治っている	原病に 記載し	。 こついて てください。	月日	確認権定権を破取した。それを破取した。	
臨	時所見 <b>月日</b> ) 分接の			手徐麼	手術名(	- 般状態区分裂定にとって 要なところ	非常に
Pit (I	の経緯を記載			視力	正眼 裸眼 最大 血圧 最小	mmHg mmHg	
録 ア 無症状 イ 軽度の ウ 歩行や エ 身のま	態 区 分 表 (平成 で社会活動ができ、制限を受け 症状があり、肉体労働は制限を 身のまわりのことはできるが、時 わりのある程度のことはできるが にわりのこともできず、常に介助を	ることなく、発病前と同 受けるが歩行、軽労傷 こ少し介助が必要なこ しばしば介助が必要	かや座業はできるもの 例え ともあり、軽労働はできないか で、日中の50%以上は就床し	ば、軽い家事、事務な ら、日中の50%以上は しており、自力では屋外	ど 起居しているもの への外出等がほぼ不ご	可能となったもので	

## 障害年金の診断書の記載時の留意事項②



## 障害年金の診断書の申請時の留意事項③

○「診断書作成の留意事項」が診断書と併せて配付されていますので、参照 してください。

また日本造血細胞移植学会のHPにも具体的な認定事例を掲載しているので参照してください。

- ○慢性GVHDのスコアが低い場合や重症度分類が軽症の症例でも、移植の経過やGVHDの治療の副作用などで現在の障害が重度の場合には、申請することができます。
- ○障害年金に関する問い合わせは、お近くの年金事務所へ
- ・患者さんや医師が、障害年金の申請について相談したい場合
- ・障害年金制度の仕組みなどについて相談したい場合